



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	『先代旧事本紀大成経』の「神代皇代大成経序」
Author(s)	湯浅, 佳子
Citation	東京学芸大学紀要. 第2部門, 人文科学, 50: 345-361
Issue Date	1999-02
URL	http://hdl.handle.net/2309/13408
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

『先代旧事本紀大成経』の「神代皇代大成経序」*

湯浅佳子
(国語・国文学)

一、はじめに

延宝七年刊『先代旧事本紀大成経』は、神道を宗とする儒仏神三教調和思想のもと、神代からの世界の成り立ちと、天政、皇政の歴史、さらに人倫世界の日常の心得までをも記した、全七十四卷(うち延宝七年刊本は四十卷。)の大作である。長野妥女、按察院光宥、広田担斎や潮音道海らが関わったとされる本書は、基本的には『日本書紀』を陰陽五行説をもつて解釈したもので、吉田神道や、また理当心地神道、垂加神道等との関連がうかがえる。またその歴史記述についても、『日本書紀』を大幅に改編した箇所が至る所にあり、それら独自の諸説の出自も気になるところである。

『大成経』には、「神代皇代大成経序」と「大成経序伝」の二つの序があるが、そのうち「神代皇代大成経」からは、本書成立の由来と目的、そして全体のおおまかな内容を知ることができる。そこで本論では、この「神代皇代大成経序」を翻刻・解釈し、さらに、本序文の内容(「○」の部分)について述べてみたい。

底本には国会図書館蔵本(No195-合20-114)を使用した。なお、本文翻刻にあたっては、漢文を訓点に従って書き下し文に直し、適宜句読点を付し、濁点を付し、送りがなを補った。またルビは片仮名を平仮名に改め、全て記した。

また、漢字の旧字体は現行の文字に改めた。

二、「神代皇代大成経序」

朕日 祚^{あれあまつひつぎし}統^{はたとせあま}りて二十有^{やとせ}り八年の春二月、皇太子八耳王、朕に誨^{あれをし}へ下^{くだ}て
曰^{のたまはず}、へ一オ

○「朕」とは推古天皇の自称である。このように本序は、推古天皇の言葉によつて『大成経』製作の経緯が記される。推古天皇二十八年春、「八耳王」と上宮太子が以下のように奏上する。

「我が中^{なか}つ国^{くに}は、是^{これ}れ神^{かみ}国^{くに}也。我が天皇^{すめらみ}は、是^{これ}れ日^ひ孫^{ひら}にてます。故^{ゆゑ}神^{かみ}の徳^{とく}の盛^{さか}りなるときは、則^{すなは}ち国家^{こくか}豊^{ゆた}也。神^{かみ}理^り堅^{かた}きときは、則^{すなは}ち皇^{あまつ}政^{まつりごと}隆^{たか}り也。其^{その}の神^{かみ}の徳^{とく}盛^{さか}りに、神^{かみ}理^りの堅^{かた}き者は、神^{かみ}代^よの旧^{ふる}事^{こと}を失^{あは}れずして、而^まも神^{かみ}鎮^{つみ}に事^{まします}へまつりて、神^{かみ}道^{みち}を脩^{とほ}ふに在^あり。其^{その}神^{かみ}鎮^{つみ}りに事^{まします}へまつり、神^{かみ}道^{みち}を脩^{とほ}ふ者は、先^{まづ}つ皇^{あま}の跡^{あと}を失^{あは}れずして、而^まも先^{まづ}つ皇^{あま}の道^{みち}に止^{とど}まるに在^あり。諸^{これ}爾^らの日^ひとして逝^しかずと云^いふこと無^なく、年^{とし}として回^{かへ}らずと云^いふこと無^なくして、而^まも神^{かみ}代^よは、年^{とし}年の北^{きた}るに隔^{へだ}たり、先^{まづ}つ皇^{あま}は、日^ひ日の西^{にし}るに遠^{とほ}ざかる。」(へ一オウ)

○『日本書紀』によれば、推古天皇二十九年春二月に聖德太子が薨去しており(「大成経」「帝皇本紀」三十三卷六十オにも同様の記事がある)、これはそのちようど一年前の出来事ということになる。

上宮太子はまず、わが国は神国であること、天皇は日の神の子孫であることと述べる。そして、神徳が盛んな時は国家は豊かに、神理の堅固な時は皇政が隆盛すると、神道と国家皇政の道が不可分であると説く。さらに「日孫」天皇のあるべき姿として、神徳を盛んにし神理を堅固にし、神代の古い事柄を失わず、鎮座する神に任せ神道を行うことであるとす。そしてそのような天皇こそが、先皇の行跡を失わず、先皇のなした道に留まるとす。

しかしながら、神代は年々過ぎていくことに隔たり、先皇の行跡は日々過ぎていくことに遠ざかっていくという。その一因として、太子は次のようなことを指摘する。

「近世の史家は、或は秘し、或は偏りて、而も私無きことを得ず。然れば即、本つの実は、往くが随々亡び、末つの虚は、過ぐる随々生る、今ならし。へーウ」

○ここでは、神道が衰微していく原因として、「近世の史家」が批判の対象となる。最近の歴史を語る者は、或いは歴史を隠し、或いは偏つて、私意のないことは無い。それ故に、本来の真実は歲月とともに滅び、後世の儂い事々々がたつに従つて起るの、まさに今の世の現状である、と警告をする。

「天皇、先つ代に正しく有りし事を以て実の如く之を録して、是実を朝の庫に止めて、以て神天の真命理を見はし、聖皇の明行の跡を現して、而も後の皇の永久の鑑と為して、其の差はなくの法を定め玉はずば、神道紛爾靡り、聖跡は徒然に亡びんか。天皇豈嘆きまさざらんや。」へーウ」

○「天皇は、先代に正しくあつた出来事を忠実に記して、それを朝廷の庫に保管し、神天の真の勅語を示し、聖皇の御行跡を示して、後の天皇の永久の鑑

とし、それと違わない法を定めなければ、神道は紛れ衰え、聖皇の行跡は空しく滅びてしまふだらう。天皇はどうしてこのことをお嘆きにならないのか。」と、上宮太子は訴える。

曰く、「皇太子の慮す所、是又朕恒の慮所也。願くは大王、之を権度。」即ち大臣・蘇我馬子の宿衾に命て、内つ録、及び吾道・物部・忌部・卜部・出雲・三輪六家の、祖神先つ人の之を録せる書紀を集めしむ。中臣の御食子に命して、大臣と与に著録を奉行しめ下ふ。

而も重て命て曰、「一家に秘せる一行も之を拍得ざされ。而も今詔して、以て臣等をして始て公紀著述しむることは、所有旧事を扞び録して、而も後々の万世の證録と為し、其の差はなくの者をも、世を正さまく欲する所以也。若し今、私を以て其の記を公の録に載せずば、恐くは後の葉の君つ子、厥の隠し書を以て、天が下の鑑軌と為無くあらんか。所以者何となれば、今や、君も臣も共に正誠に住まりて、而も未だ過代に遠からず、互に先つ代の古実を知るの時也。是の時に中りて、然も此の撰みに預からずば、則厥の書、是れ其の私邪なるの疑ひ有ることを逃れ得じ。故必ずや之を秘して、子孫をして後つ悔を為さしめそ。」へーウ」

これを聞いた私は次のように答えた。「上宮太子の御意見は、また自分も兼ねて思慮していたことである。どうか大王上宮太子よ、御配慮なさつて下さい。」と。そこで太子は、大臣蘇我馬子の宿衾に命じ、朝廷にある記録と、吾道・物部・忌部・卜部・出雲・三輪の六家の、祖神先人のことを記した家蔵の記録を集めさせ、また中臣御食子に命じて、馬子大臣と共に歴史の編纂をおさせになられた。

太子は重ねて仰るには、「一家に秘する記録の一行も隠してはいけない。今命じてそなた達に公の記録を編纂させるのは、あらゆる古い事跡を選び記して、後代万世の記とし、その史実をもって世の中を正そうとする所以である。もし今、私意によつて隠し、記録を公にしないならば、恐らく後代の君子は、隠された文を天下の規範にできなくなるだらう。なぜなら、今の時代は君臣共に誠正の心を保ち、まだ先の世からは遠くなく、互いに先代の古事を知ることので

さる時代である。だからこの時にこの編纂に加わらなければ、その家が邪心あつて文を隠したという疑いから逃れられまい。よつて決して文書を隠すなどして、子孫に後悔させることのないように。」ということであつた。

○神道再興を目したこの編纂事業には、私意を混えず全ての記録が集められ、記されなければならないといふのである。

遂に悉に内つ録、並びに六家の書録を聚へて、已にして之を見そなはして曰、「神代の事を見るに、未だ曾て分明しからず。疑くは隠し録有らんか。」重ねて六家に命て曰く、「必ず当に隠録有るべし。何為私謾以て、天が下の大紀を悖むや。」

忌部ト部下して曰へり、「臣等、敢へて祖紀一行をも惜み上らず。但祖の神の土笥有り。昔し磐余彦の天皇の御宇時、豊天富命、天の種子命、之を神魂と称て、以て土笥を本つ祠に安しのみ。」是に於て、大徳小野妹子の臣を平岡の宮、大連秦河勝を泡輪宮に遣して、而も土笥を請はす。

妹子平岡に至、宣命を辟けば、祠社鳴り動きし、神形光丸ことの奇しき音なし、高み嶺して曰す、「天徹る、地徹る、人徹る、大聖皇太子の命畏奉。」と。自ら土笥を出して、妹子に給ふ。

河勝泡輪宮に至、宣命啓。明神現形て、貴大老、度丈尺装ひ、敬しみて曰す、「天亨る、地亨る、人亨る、大聖皇太子の命のり畏奉。」自ら土笥を取りて、河勝に賜ふ。

両使報命もすし、神語以て、而も土箱を捧げまつる。時に群臣をして開かしむ。悉に之を開くこと得なし。

〈二ウ〉三ウ〉

遂に悉く宮内の記録と六家の記録を集め、やがて太子はこれを御覧になつて仰つた。「神代の事を見ると、まだ全く分明ではない。隠している記録がまだあるのではないか。」と。そして重ねて六家に仰つた。「きつと隠し文があるはずだ。どうして私意をもつて天下の御宝を惜しむのだ。」

これに対して忌部と部下が答えるには、「私どもは決して先祖からの記録の

一行も惜しんではいけません。ただ、祖神の土笥がまだあります。昔磐余彦天皇（神武天皇）の御代に、豊天富命・天種子命がこれを神魂と言つて本の祠に安置したものです。」という。よつて、大徳小野妹子を平岡宮に、大連秦河勝を泡輪宮に行かせ、土笥を求めさせた。

○平岡（枚岡）宮は、大阪府中河内郡枚岡に鎮座する。また泡輪（安房）宮は、千葉県安房郡神戸村太神宮に鎮座。天太主命を主神とする。この神は忌部の祖神として諸神を率い、天祖に仕えて大功を顕したといふ忌部氏縁の社である。

妹子は平岡に至り、宣命を開くと、祠が鳴動し、光輝く丸いような神形が不思議な音をたて、高く響いて仰つた。「天に達し、地に達し、人に達する大聖皇太子の命を畏まり奉る。」と。そして、神自ら土笥を出して妹子に賜つた。

一方、河勝は泡輪宮に至り、宣命を奉つた。すると一丈ほどの翁の御姿した明神が現れ、慎んでおっしゃられた。「天に達し、地に達し、人に達する大聖の皇太子の命を畏まり奉る。」と、神自ら土笥を取り、河勝に賜つた。

こうして二人の使者は、太子に神のお言葉を伝え、神語により土笥を献上した。その時群臣らに箱を開かせようとしたが、全く箱は開かなかつた。

皇太子自ら手を延べて、蓋を攀て之を矯げ下へば、土笥自から開きたり。中に土笥を得たまふ。同く五十筒を見たまふ。神代の事との跡、皆茲に分明。皇太子之を得たまひて、紀の随々大録を造りして、已でにして筒簡を以、之を理めて故の如しを、以て之を贈りて本つ祠に返し下ふ。是に於て、群臣悉くに吾神道の、靈しく妙にして、人の代の時と雖ども、未だ曾て衰減なくの処を知りて、神理に復り、神徳に帰る。両神の答命、寓託を仮らまじ。両筒の神録、書き写しを隔てず、然も現に在。之を以て證と為。〈三ウ〉

ここで、上宮太子は自ら手を差し伸べ、箱の蓋を振じつて擡げ給うと、土笥は自然と開いた。太子は中に土笥五十筒があるのを御覧になった。そこには神代の出来事がすべて明らかに記されてあつた。太子はこれを手に入れて、その文に従つて記録を作り、終わると文を筒に納めてもとのようにし、これをそれ

それぞれの宮に送って本の祠にお返しなされた。こうして群臣は皆、我が国の神道の、靈妙で、人の代といつてもまだその力の衰えない道理を知って、神の理と神の徳に心を戻した。両神の詔は託宣ではなく、また二箱の神文は、他者による写しではない原本が眼前にあった。これをもって神の記録であることの証拠とする。

○上宮太子によって土笥は初めて開かれる。「大成経」製作のために不可欠な記録となった文書が、卜部・忌部氏縁の社から出現したという説は、「大成経」とそれらの氏との関わりの深さをうかがわせる。

皇太子の曰、「汝等、宜く己が咎の塵山を隠さされ。他の徳の滴海を蔽まず、上古の正直筆法に任すべし。」

「又宜く己が賢し愚かなるを知りて、而も淳に悔進みの心を発すべし。如何之を知らん。己が罪過、之を隠し、佗の徳功、之を蔽はし、好の徳、之を挙げん。悪の功、之を推さんなど欲する、其の思ひの有無、多し少の限りを見て、数若然思ふこと有らば、則吾は惟私し有りて、而も道に遠きこと、雲泥の若しと知りて、以て忽ち其の無道を悔ひて、速かに其の邪思ひを改めよ。無きときは則ち、己れを薄み、而も忠恕得ることを知りて、以て之を弥進め。」

「夫れ紀造るの道は、先つ人の善蹟を録して、而も後つ人の善行を勧め、先つ人の悪蹟を着はして、而も後つ人の悪行を懲らす所以なり。当に先つ史の録せるを知るべし。爾らば、後つ史も亦た如らんと。然らば即ち、其の善悪の流る、こと、天地の存きに齎しからん。」へ三オ、四ウ

皇太子は仰った。「おまえたちは、己の咎の、小さいことも大きいことも隠してはならない。他人の徳の大小も隠してはならない。上古の正直な筆法に倣うべきである。」

「又、己の賢さ愚かさを知って、そうして素直に反省する心を起すべきである。どうやってこれを知るか。それは、己の罪過を隠し、人の優れた功績を隠し、自分が好きな人の良いことを挙げよう、嫌いな人の功績はごまかそうとする、その思いの有無、多少の程を顧みて、しばしばそう思うことがあった

ならば、自分は私意が有って、道に遠いこと雲泥のように甚だしいと知って、すぐにその無道を悔いて、速やかに邪心を改めることだ。そのような心がなくなった時は、己のことに関心が薄く、忠恕を得たことを知って、いよいよそれを進めよ。」

「そもそも歴史書を作る道は、先人の善き行跡を記して後人の善行を勧め、また先人の悪しき行跡を記して後人の悪行を懲らすためである。先の史家が記した記録を知るがよい。そうすれば、後の史家もそれに従うであろう。そうして善事悪事の正しき伝えは、天地の永きに等しく残るだろう。」

○史家の心得として、筆を執る前に、無心であることの心の修養がまず大事であり、その志は「上古の正直なる筆法」に向かうべきこと、そうして先人の行跡を善悪ありのままに記すことの重要さが繰り返し主張される。私意を介さない「正直」の心映えによって歴史があらのままに語られ、それが畢竟世の悪を懲らし善を勧める教えとなるのである。

「豈慮さざらんや。厥の悪なるを懲すや、君子は無道を慄れ、有義は悪名を辱、小人は刑罰を怖る。厥の刑する状や、君刑されば、神之を罰なふ。神罰なはざれば、理はり之を罰なふ。国に刑せざれば、則神底の根に遺る。吾に刑無ければ、則子孫に必ず之有り。」

「其の善きを勧むるや、君子は道有樂じふし、有義は善き名を貴む。小人は賞禄を欲ごふ。厥の賞之状や、君賞ものせざれば、則ち神之に福し、神福なければ、則理はり之に吉す。国に吉せざれば、之神天宮へ迎ふ。吾に福無ば、子孫に必ず之有り。神ん代皇代の明鑑なり。」

「然も好しみが為に咎有を漏す。茲に也、罰有るときは、則、人之を疑ふ。悪みが為に、徳有を闕く。是也、福有るときは、則、人之を疑ふ。史部の、後の世を迷はす其害、之より過ぐるは無し。是れ公を亡し、私を発すの元也。若かず、其の史無んには。」へ四ウ、五オ

「どうして神がお考えにならないことがあろうか。悪を懲らすことといったら、君子は無道を恐れ、義ある者は悪名を恥じ、つまらない者は刑罰を恐れる。その罰の様は、君子が罰しなければ神が罰する。神が罰しなければ理が罰

する。この地で罰せられなければ神が底根の国に送る。我が罰せられない時は子孫にその罰が下る。」

「また善を勧めることは、君子は道有ることを楽しみ、義ある者は名声を尊び、つまらない者は賜物を喜ぶ。その褒賞の様は、君子から褒賞がなければ神が幸いを与え、神からの幸いがない時には理が幸いを与える。この地で幸いなければ神が高天原へ迎える。自分に幸いなければ、子孫に必ずある。このことは神代皇代の明鑑である。」

「しかし、親交ある人の為に人の過ちを漏らす。また、罰有る時人はその詛を疑う。憎しみの為に善行を怠る。また、幸いが有る時人はこれを疑う。歴史家が後世を惑わす害は、これに過ぎることはない。これは公を無くし、私を起す元凶である。そのような文は無いほうがよい。」

○ここでは、人々が悪を懲らすこと、善を勧めるわけが説かれる。君子から小人に至るまで、世の人は罪と誉れに絆される。なぜなら罪と誉れは、あの世まで、或いは子孫の代まで必ず報いるという、因果応報の神理がそこにはあるからである。しかし、人は、罪と誉れの意味を解さず、迷う。これはひとえに今の史家の咎であるという。

「或が曰く、罪を誹るに罪の如く、徳を誉るに徳の如くして、以て甚う状は、君子の所為に非ず。」一が曰く、「一字の褒貶を以て、而も罪徳に之を盡す。是れ君子の文也。」又曰く、「奇怪を取るは、人を迷て、君子の筆に非ず。亦曰く、理に即き、以て罪徳に属。是君子の記也。」是れ、斯の西人の文に依さし、倫に偏るの謂也。異し国は爾ら。吾国は爾らず。何以の故ぞ。」

（五オウ）

「或いは言う、罪を誹るのに罪のように、善行を誉めるのに善行のように甚だしく対するのは、君子の行為ではない。」或いは言う、「一文字の褒貶で罪と誉れを尽くすのが君子の道である。」或いは言う、「奇怪な事柄を取り上げるのは、人を惑わすことで、君子の仕事ではない。」或いは言う、「理に従い、そして罪と誉れに従う。これが君子の記である。」これは西国の道理に依った、人倫を偏重する者の言葉である。異国はそうである。しかし、我が国はそうでは

ない。どうしてであろうか。」

「須く人の国は人の俗を以て之を治め、神の国は神の風を以て之を治むのみ。是正直にして曲がりなきの理り也。故異国は元より人の国也。吾が国は元より神国也。人は仁義を以て体と為、文学を以て用と為す。故れ如り。神は正直を以て体と為し、妙変を以て用と為す。故れ是。之に由りて、彼れと此れと、異処有り。彼れ、吾を借らず。吾何も彼を貸ん。吾史は、須く正直にして、彼を用ひざる也。」（五ウ）

「人の国は人の習慣で国を治め、神の国は神の習慣で国を治める。これは素直で曲がりのない理である。異国は元より人の国である。我が国は元より神国である。人は仁義を旨とし、文字学問を仕事とするのが異国である。しかし我が国は、神は正直を旨とし、妙変を働かせる。ゆえに神の国である。これによつて異国と我が国とは異なる所がある。異国は我が国の道を用いず、また我が国もどうして異国の道を用いようか。我が国の歴史家は、正直の心を持ち、彼の国の法を用いるべきではない。」

○異国とはこの場合、唐土のことをいう。仁義を旨とする儒教の国と、正直・妙変を旨とする神国日本とは道が異なることを、史家は認識しなければいけないと説く。

「夫れ人に急罪有て、而も紀に緩罪を見る。人に特徳有て、紀に平徳を見るは文也。是、史の己を潤色して、而も人を劫卻也。未だ私を免がれざる也。天に私無し。利きになし罰くならず、有るが如なり。此の時、人必ず之を疑ふ。是れ史の、人を迷はす也。能く一字の文を以、而も褒貶を濁す。是、又文功に於る法也。異し国の与には好と為し、斯れ吾が正直の有るに任するの法には非ず。其の文を知る者は寡く、其の微なるを知らざる者は衆し。悟る者は、希有なり。惑ふ者は数多也。是れ才に好して、利に好せず。正直の国の法は、其の善き、其の悪き、有るが如にして、文巧を貴ばず。智者は厥の直を喜び、愚は其正に会る。是、我が神道の正直なる也。奇怪を用ひざる者は、君子の跡、人倫の行を立ればなり。故に奇怪妙変こと、其の有を

棄て、史に漏すこと多なり。是れ西国の中古来の史の法也。而も真人、至人の蹟に差ふこと、又多也。」(五ウ―六オ)

「そもそも人に大きな罪があるのに、記録には僅かな罪として書かれてある。また、人に格別の誉れがあるのに、記録には平凡な誉れとして書かれてあるのが文飾である。これは記録が潤色され人を欺いているのであって、まだ私意を免れていない。もともと天には私意が無い。良いとするのも悪いとするのもあるがままである。この時、人は必ず記録を疑う。これは文が人を迷わしているのである。一文字の技巧で褒貶を尽くすことができるのは、文飾の法である。これは異国には好まれるが、我が国の正直のままに任せる法とは違う。この理を知る者は少なく、その幽かなことを知らない者は多い。悟る者は稀で、惑う者は多い。こうして世の中は知識人を重んじ、真に世を救おうとする者には冷淡なのである。正直の国の法は、善悪あるがままで、文飾を尊ばない。賢者はその素直なることを喜び、愚者はその正しさを知る。これは、我が国の神道が正直である所以である。奇怪な事柄を信用しない者は、君子の行跡や人倫の行いを尊重するがゆえである。ゆえに、奇怪や妙変を記す事々を捨て、文にしばしば漏らすことが多い。これは西国の中古以来の歴史家の法である。これらの者たちが、真人、至人の行跡に違ふことはまた多い。」

○「正直」の国の法として、我が国の歴史は文飾を嫌い、有るがままに記される。従つて奇怪な事も神秘的な事もそのまま記される。このことが、我が国の歴史の法と異国のそれとは異なる点であるという。

「其国に於る、尚を前後同じからず。其の後の史を効ふ者は、上古の跡を疑ひ、而も寓言と称ひ、虚誕と謂。又更に真之の至に勝り、聖の至に及ばざるの玄微を知らず。況や我が神祇は、靈しき徳を以て立ち、妙変を以て治めますや。彼に同じきときは、則ち此を失ふ。而も此を失ふときは、則異し俗に入て、以て齋元を失ふ。齋元を失ふ者は、是天臣の罪人也。天皇の怨人也。」

「又理に依て犯さざるの罪を得、脩なはざるの徳に預る。是れ、理を精ふし、慎を精しふするを謂ふの文なり。尤も之を好と為。正直の法は、真を

押し、由を押しして、罪無き者は罪を得ず。無徳は徳に預らず。是靈宗の道也。必ず彼と此との一異を知らずんばあるべからず。」(六ウ―七オ)

「しかし我が国でもなお、今と昔では違つている。後代に記された歴史を学ぶ者は、上古の記録を疑い、寓言と言ひ、虚誕と言ふ。さらに今の学者は、真人が至人に勝り、聖人が至人に及ばない深い理を知らない。ましてや、我が神々が靈徳をもつて立ち、妙変をもつて世をお治めになることを知つていようか。異国に同じき時は、我が道を失う。これを失う時は異なる習慣に入つて、齋元の道を失う。齋元を失う者は、天の臣下として罪人である。天皇の仇人である。」

「又理に従つて、犯してもいけない罪を得、修めてもいけない誉れを被る。これは理を究め、まことを究めることを最善と教える異国の文言である。異国の教えはこれを最も好しとする。これに対して我が国の正直の法は、上古の聖人を学び、所以を尊重するので、罪無き者は罪を得ず、無徳な者は誉れを受けない。これが靈宗の道である。異国と我が国と同じ所、異なる所を知らなくてはならない。」

○ここでも、異国の教えを偏重し、「齋元」「靈宗」という我が国固有の道から逸れる昨今の学問を、太子は繰り返し批判する。

「然るに天孫の代の百四十七万有二千年、天皇代の一千百有四十年、天下の太平に、日祚動かす。環吾が国は、撃て異し国を得と雖、異国は撃て吾が国を得ること無し。是、吾が神道の靈しき真、妙なる正しみの教へ、他の君子の、仁義の文徳の教に勝ぐる也。」

「異国は代代に臣民ら發りて帝の位を奪ひ、王の璽を盗むと雖、吾国は皇つ天より已來、天つ祚変り玉はず、社稷改まらず、偶々血氣ある賊ありて、宝祚敵し、天孫を軽とる者有るときは、則天其の運を奪ひ、神、其命を断ちて、而も自ら亡ぶ也。朝之を誅はざれば、奴自づから之を殺す。是、靈しき體、妙なる用ごとの神道の、人倫君子の賢しき道に勝ぐる也。吾が靈し真、妙なる正きの神道の中には、自づから人倫の忠恕有。他し人倫に君子の賢き道の中には、更に神祇の験けき術無し。諸、この筆法の須叟、

宜しく之を怖るべし。」（七オウ）

「しかし、天孫の御代百四十七万二千年、天皇の御代一千四十年の間、天下は太平で日祚は動かない。また我が国が唐土を撃つて征服することはあつても、唐土が我が国を撃つて征服されたことはない。このことこそ、神道の靈しき真、玄妙な正しさの教への証であり、異国の君子の仁義の道の教えに勝るところである。」

「唐土では代々臣民が帝位を奪い、王の印璽を盗むことがある。しかし、我が国は皇天より以来、天祚変わらず、社稷改まらず、たまたま勢いある賊がいて、宝祚に敵対し、天孫を侮る者がある時は、天がその命を奪い、神がその命を断つて、自滅させてしまう。帝がその者を罰しなければ、臣下が殺す。これは我が国の靈体妙用なる神道が、人倫君子の賢道に勝る証である。靈真妙正なる神道には自然と人倫の忠恕があるが、唐土の人倫君子の賢道には、神祇の優れた法は無い。西国のこの筆法の隔たりを恐れなければならない。」

○太子はさらに、我が国が唐土より勝る所以を述べる。第一に、天孫の御代以来、我が国が他国を侵略したことはあつても、その逆はかつて無かつたこと。第二に、我が国は唐土とは違い、天の加護によつて皇位に乱れなく、社稷が変わることが無かつたこと。第三に、わが神道には唐土にいう人倫の忠恕の教えがあるが、その国には我が国の神祇の法は無いこと。この三点によつて、我が国の唐土に優越することが説かれるのである。

「又一が曰、人間万事、之を記るすに足らず。又曰く、世上の是非、之を論ふに足らず。是れ即、西極の筆法を借りて也。」

「夫れ人は人の跡を以て、法を為す。若し之を記さずば、何を以て学び得ることを得ん。又倫は、倫の行を以て道を為す。亦た之を論ぜずば、何を以て修め得ることを得ん。焉、人倫を捐るの意を従り為すなり。舎んと欲て、焉能はざる者は人倫也。故れ強て害を為さずと。我道は人倫の密しき也。此の密を以て疎かに為す者は、此の筆法に若くは無し。又茲纒端を須らく之を憚るべし。汝等、今吾が道を録す。二の筆の吾に非るを辟て、而も純ら我が古法を立てよ。」

「半西の筆法は理致に過ぎて齋元を破り、人の密に過て神の奇を破り、文巧に過て正直を失ふ。」

「西極の筆法は、脩行に過て、人の密を失ひ、求覓に過て世の密を失ふ。皆吾道の正直の元つ中ごに非ず。斯れ、彼の二の法を辟くするに非ず。其の徒の筆法の、吾に非ざる者を辟るのみ。」

「後世の天皇、神靈に差はず、先つ皇に背きせずして、治御さば、則宝祚天地と齋く永し。人つ慮を先にして、而も数々神の教に差ひ、僧意に厚くして、而も、且つ先皇に背くときは、則社稷を保つに難からん。寡人不敏と雖、儒業の宣旨を蒙り、而も幸ひ撰録ことを主る。神の録に於ては、唯文の任々之を遷す。疑ふべき所無きを以てす。故に人の録に於て、撰び為て、而も其の疑ひを削る也。其の私有るを憚りて也。汝等、潤色の時に至て、加減の思ひを為すことを得な。奇怪高蹟、一文を加へば、後つ人を迷はん。一章をも減さば、後つ人を誤らん。悉くに有るが如くして、而も私慮を犯しな。」（七ウ〜八ウ）

「又或いは言う、人間の万事は記すに足らないことだ。又或いは言う、世の中のは非は、論ずるに足らないことだ。これは西方の教えを借りた言葉である。」

「人は人の行為をもつて法を作る。もしこれを記さないならば、どうやって学ぶことができようか。又、世の中は世の中の出来事で道を作る。これを論じなければ、どうやって道を修めることができようか。先の言葉は、人倫を捨て意図からの言葉である。捨てようとしてできないのは人倫である。それ故に人は悪事を成さない。わが国の道は人倫のことに細かい。これを疎かにするのは、この西国の教えに極まる。我が国と西国と、この僅かな違いに注意すべきである。汝らは今、我が国の道を記している。二国の異なつた教えを避けて、専ら我が国の古い法を立てることだ。」

「唐土の論は、理致過ぎて齋元の法を破り、人倫のことに細かすぎて神の靈妙を破り、文飾に過て正直を失う。」

「一方、西方の論は、修行を重視すぎて、人倫を失い、悟りを重視しすぎて、世事のきめ細やかさを失う。いずれも我が国の正直を旨とする根本の教えとは

違う。これはこの二つの教えを貶めているのではない。ただそれらの教徒の文が、我が道にそぐわないことを指摘しているだけである。」

「後世の天皇は、神靈・先皇の行跡に背かず政を行えば、皇統は天地と同じく永久である。人慮を優先して、屢々神の教えに逆らい、他国の者の教えに熱心となり、先皇に背く時は、社稷を保つことが困難になるであろう。私は愚者といつても、学業に従事するよう仰せを受け、幸いにもこのたび歴史編纂を司ることになった。神の記録は、ただ文に従って、疑いの無い心でこれを記す。人の記録は、内容を撰んで、疑わしい箇所は削除する。私意の有ることを憚るからである。しかし、おまえたちが編纂する時には、文を加減してはならない。靈妙で尊い行跡に一文でも加えたなら、後人を迷わすだろう。一言でも減らしたなら、後人を誤まらせてしまう。全く有るがままに、私意で犯してはならない。」

○太子は次に、天竺の法、仏教について言及する。それによると、天竺の教えは逆に、修行や悟りを重視しすぎて、人倫を疎かにする点に問題があるという。これら儒釈二教を偏重して神道を誤らないよう説き、歴史編纂にあたっては、正直の心に従い、私意を入れず記すべきという方針を述べている。

時に大臣馬子の宿祿、謹しみ敬て、而も皇太子に白て曰、「臣れ、甘瀬部の天皇の御宇代に在、東漢の直駒、天皇を弑し奉る。今之を思ふに、臣れが所為也。頗る朝恩に誇て、環て其の威、天皇に勝れ上る、此の罪一つ。陽昇と為て、陰降の強きを悪み下ふは天皇の咎に非ず。環て罪無くして罪に落ちんことを懼る。此罪二つ。奸逆の駒傍に聞くことを恐れず。咎無きことを陳べて、而も環て天皇を咎め上る、此罪三つ。大臣の官に在りて、駒が逆情を知らざる、此罪四つ。臣と為て君を押し上り、妄に作言する、此罪五つ。畢竟は、憍りて天皇の嫌ふ所を蒙る、此罪六つ。是れ此の六の罪、天皇を弑し上る。是れ偏に臣にあり。何の駒有んや。大王恒に臣が罪を攻めて、終に向て咲みまさず。臣れ愚にして以て之を疑ふ。今実に其の御意を知る。今、著録すことを挙げ玉はる。是れ臣が幸也。大臣蘇我の馬子の宿祿、天皇を弑し奉ると、其の罪を取、其の辱を取て、万世に止めて、而も後史を正し、後つ人を諫めん。」へ九オウ

時に大臣馬子宿祿が謹しみ敬て上宮太子に申し上げた。「甘瀬部天皇の御宇に、東漢直駒が天皇を弑し奉りました。今思うと、これは私の所為です。頗る朝恩に誇つて、却つて威勢が天皇に勝つてしまいました。この罪一つ。上位にあられて下位の者の強きを憎まれたのは天皇の罪ではありません。しかし私は罪が無いのに罪人となったことを怒りました。この罪二つ。盗人の駒が傍らで話を聞くのを恐れず、咎無きことを述べて、しかも却つて天皇を咎めたこと、この罪三つ。大臣の官職にありながら、駒の悪心を知らなかったこと、この罪四つ。臣下の身で君子を抑制し、妄りに進言をいたしましたこと、この罪五つ。遂には心奢つて天皇から嫌われたこと、この罪六つ。この六つの罪で天皇を弑し奉りました。この咎は偏に私にあつて、駒に罪はありません。大王上宮太子は、常に私の罪を責めて、遂に私に向かつてお笑いになりませんでした。私は愚か者で、このことを不思議に思っていました。今実にその御意が解かりました。今文を記すことを承りました。これは私の幸いです。大臣蘇我馬子宿祿は、天皇を殺害し奉ると、その罪を受け、その辱めを受けて、このことを万世に留めて、後世の間違を正し、後人を誡めましょう。」

大夫御食子、敬み謹て白して曰く、「天国排開広庭天皇、御宇代、臣が先人、鎗直の連、物部の大連尾興と、私の像を焼て、而も大殿即日天火し。淳中倉大珠敷天皇の御宇に、臣が先つ輩、勝海の大夫、大連物部の守屋と、私の像を焼て、即時大殿天火す。是れ先つ人愚にして、而も己が嫉を以て神慮を量る。環て神は以て清くして嫉妬無ことを知らず。神は明にして仏に同くしますことを悟らず。」へ九ウ十オ

中臣御食子が敬い謹んで言った。「天国排開広庭天皇（欽明天皇）の御代、先人の鎌子連は、物部大連尾興と私の像を焼き、大殿もその日に焼かれました。また、淳中倉大珠敷天皇（敏達天皇）の御代、先人の中臣勝海大夫は、守屋と私の像を焼いて、その時大殿が焼失しました。これは先人の愚挙で、己の嫉みで神慮を測つた結果です。神は清く、嫉妬の無いことを知らない。神の明らかなこと、仏と同じくいらつしやることを悟らない。」

「橘の豊日天皇の御宇、日吾大王、群臣を集へて、日の門の陣に博士学弼を召し、命て群臣をして八の経を学はしむ。又、大連守屋と大夫勝海と同一言す、偏に吾が神の託宣を敬はず、何ぞ異し国の人語を習ふや。皇子、明敏と雖ども、瓢髪して何も深理を知りません。群臣を払ひて儒学を停む。学弼、血に泣きて大王に白す。大王怒りまされず。学弼を慰て曰く、乃之を憂な。時き以未。当に時至ること有るべし。」果して儒と釈を世に通めて、而も臣民を人つ倫に精くし、因果を明らかにする理を以て之を竭しめ下ふ。然も神怒りまされず。人も益悦ぶ。是、皆先つ人の愚也。之を隠すべからず。」書成りて、果して言ふま、也。へ十オウ」

「橘豊日天皇（用明天皇）の御代、我らが大王上宮太子は群臣を集め、日の門の陣に博士学者を召し、群臣に八経を学ばせました。しかし、大連守屋と大夫勝海はともに、ひたすら我が神の託宣を敬うべきなのに、どうして異国の人語を学ぶのだ。皇太子は明敏な方といつても、まだ瓢髪の童子だ。どうして深い理をご存じだろうか。」と、群臣を追い払い、儒学を停止してしまいました。学者は血の涙を流して大王上宮太子に申し上げましたところ、大王上宮太子はお怒りにならず、学者を慰めてこう言いました。「このことを憂うな。時はまだ来ない。時機は必ず来るだろう。」果たして太子は儒学仏学を世に広め、臣民らに人倫の教えを究めさせ、因果の理を明らかにさせました。神はお怒りにならず、人も益々悦びました。二教の禁令は皆先人の愚挙です。このことを隠蔽してはいけません。」書は成り、馬子と御食子の言葉はそのまま記された。

○「正直」に記すことを旨とする歴史編纂は、蘇我馬子と中臣御食子の告白を促すことになる。結果、懺悔によって馬子の崇峻天皇殺害の咎は軽減し、逆に御食子の言葉は、守屋と鎌子・勝海の、儒仏の学を妨げた罪を告発する。本書の馬子擁護の性格を示す内容である。

秋九月、皇太子朕に語て曰く、「臣れ密に天の数を望むに、恐くは此書、当に久しからずして亡失べし。」と。

朕れ此の語を聞いて、深く恐れて之を慮り、篤く歎て之を度り、而も竊に皇太子の案書未だ潤色せざるの本を拵めて之を増すに、上つ宮の徳行、妙事の、未だ録さざる者を以、王者の大宝、吾道の学びの根と為して、袋の底に安き秘して、以て之を出さざることは、是、其亡失ことを恐れて也。

へ十オウ十一オウ

秋九月、上宮太子が私に奏上した。「密かに天運を読んだところ、この書は恐らく間もなく減んでしまうでしょう。」と。

私はこのお言葉を聞き、深く恐れ、大いに嘆いて慮り、そうして密かに皇太子の案書で、まだ手を加えていない原本を秘し、これを増補するにあたって、上宮太子の徳行と妙行で、まだ記されていない事柄を加え、それを王家の御宝、吾道の学びの根本となして、袋の底に安置し、隠してこれを不出としたのは、それが無くなることを恐れたからである。

○これによると、『大成経』製作には二段階があるという。遺稿となった皇太子の案文と、推古天皇の加筆文である。

二十有九年の春二月に、書未だ潤色を遂げざるに、皇太子已に薨ります。天が下皆言、「日永く没り、月永く隠れます。」と。朕益々怖れ、弥慮て日久し。

三十年春三月、中臣の御食子の大夫に命せて、五瀬の国に遣し、天孫の大神に問ひ奉る。「此書何の方便有らましかば、滅へざることを得ん。並に経教紀、憲法経、礼綱経、軍旅紀、曆道経、医綱経、御語経、未然紀、聖皇傳、当に録の中に加ふるべきや、否や。」へ十一オウ

二十九年春二月、記録の編纂がまだ終わらないまま、皇太子は薨去してしまつた。皆は、「日は永く没し、月は永く隠れてしまつた」と言つた。私はますます恐れ、いよいよ思慮して日久しかつた。

三十年春三月、中臣御食子を伊勢国に遣し、天孫の大神に問い奉つた。「此書はどうしたら、消えずにいられますようか。」「経教本紀」「憲法本紀」「礼綱本紀」「軍旅本紀」「曆道本紀」「医綱本紀」「御語本紀」「未然本紀」「聖皇本紀」を、書の中に加ふるべきでしょうか。」と。

○推古天皇が新たに増補したとされるこれら九の本紀は、「大成経」統部の一部として、整版本（「経教本紀」「憲法本紀」「礼綱本紀」）あるいは写本として現存する。なお、古活字版『鶴鶴伝』では、序にこの九の本紀の名をあげて記している。またその際、「医綱本紀」を「病療本紀」と、「聖皇本紀」を「太子伝」と記している。

太神託して曰く、「神通る、天通る、地通る、人通る、法通る、大聖る皇太子の行紀、及び述紀、之を加へ入れずんばあるべからず。是れ、皇つ天の行、是れ皇つ天の作也。古つ天の皇天、新つ天の大王、誠なる哉、神代皇代の太成の経、之を神祠に秘さば則不滅。天皇善くまず哉、皇太神に代はり奉て之に答ふ。」と。へ十一オウ

太神は神託して答えた。「神通る、天通る、地通る、人通る、法通る、大聖皇太子の行跡を記した書、また太子が著した書は、加えないことがあつてはならない。これは皇天の行跡であり、御作りになつた文である。先天の帝、後天の帝は誠であることだ。神代皇代の太成経は、神の祠に隠せば失せないだろう。天皇よ、善くしていらしやることだ。以上、皇太神に代わつて答えた。」と。

朕、天孫の大神の報り勅を奉け玉はり、大に喜て加へ録を為し、是れ、即神造也。朕、謾りに聖りの作を改て、凡作と為すに非ず。元、我が大王、録します所は、所謂る神代本紀、先天本紀、陰陽本紀、黄泉本紀、神祇本紀、神事本紀、天神本紀、地祇本紀、皇孫本紀、天孫本紀、神皇本紀、天皇本紀、帝皇本紀、神社本紀、国造本紀、天政本紀、太占本紀、礼綱本紀、詠歌本紀也。今朕、天孫の太神の天つ詔りに依、加る所の者は、所謂る聖皇本紀、経教本紀、祝言本紀、曆道本紀、医綱本紀、御語本紀、軍旅本紀、未然本紀、憲法本紀也。都合て二十有り八の本紀、名て先つ代の旧事の本つ紀と曰ふ。我日本中津国の大経也。へ十一ウへ十二ウ

私は天孫大神のお答えを承り、大いに喜んで文を加えた。これは神のお作り

になつたもので、私が謾りに聖太子の御著を改めたものではない。もともと我が大王上宮太子が録したのは、所謂「神代本紀」「先天本紀」「陰陽本紀」「黄泉本紀」「神祇本紀」「神事本紀」「天神本紀」「地祇本紀」「皇孫本紀」「天孫本紀」「神皇本紀」「天皇本紀」「帝皇本紀」「神社本紀」「国造本紀」「天政本紀」「太占本紀」「礼綱本紀」「詠歌本紀」である。そして今、私が天孫太神の天詔に従つて加えた本紀は、所謂「聖皇本紀」「経教本紀」「祝言本紀」「曆道本紀」「医綱本紀」「御語本紀」「軍旅本紀」「未然本紀」「憲法本紀」の、都合二十八の本紀、名づけて「先代旧事本紀」、我日本中津国の大経である。

○聖徳太子編纂の十九の本紀、さらに推古天皇の増補として九の本紀の、合わせて二十八の本紀の名があげられている。これはいづれも『大成経』正部・統部の全ての本紀名を網羅したもので、整版本と写本で現存している。なお古活字版『鶴鶴本』の序には、「先天本紀」「神事本紀」「神社本紀」「天政本紀」を除く「都合二十有四本紀」の名があげられている（「聖皇本紀」は「太子本紀」とある）。ただ、それらのうち、「鶴鶴本」に実際に収録されたのは十巻に止まつており、整版本にいう「統部」に当たる本紀は記載されていない。

神代の本紀は、二柱の尊、宗源の五鎮の靈し大の極と、一二つ七よ造化の九の天、六の地の成る、五行靈し運の相尅、相生の理りと、王道の師の道の、正み治め、助治め法と、三の国の天有の善悪さの、自ら向、帰を明にし、

へ十二ウ

神代本紀は、二柱尊のこと。宗源の五鎮の靈なる大極のこと。俱生神七代がなした九天、六地の成り立ちのこと、五行が靈妙に運行する相尅、相生の理のこと。王道と師道の正しき治め、助け治めの法。三国に天の善悪が自然と帰着する様子を記す。

○巻第一、一卷。天祖「天譲日天先霧地譲、月地先霧皇尊」、天尊「大甘美葦牙彦舅尊」以下、天界の創造を記す。

先天本紀は、四の天の成り壊る、曜宿の旋り行ひの度と、天地神度の結、隙無みの政を明にし、へ十二オウ

先天本紀は、四天の成り終わりのこと。日月の宿位と旋路の度のこと。天地の法則が常に関連し合っていることを明らかにする。

○巻第二、一卷。伊奘諾尊、伊奘册尊によって九天六地は治まる。天帝伊奘諾尊は次に、先例に倣って天地の法を定めるため、神々を召す。命により天王久延彦命は、天地開闢以前からのことを語る。以下、既に「神代本紀」に記された始祖神「天祖天護日天先霧地讓月地先霧皇尊」から「天帝去来諾尊、天后去来册尊」、さらに「天皇高皇彦靈尊」から巻十七「神皇本紀」の神武天皇に至る皇神の行跡がまとめて記される。

「四の天」とはこの場合、春夏秋冬四時の天（蒼天、昊天、旻天、上天）のこと。ここでは、空し天、開き天、盛り天、喪の天とあり、天祖天護日天先霧地讓月地先霧皇尊によって成されたとする（「神代本紀」二ウ）。また、天帝得日道丹尊・天后為日道丹尊によって、日月の宿位と旋路の角度が作られたとある（同十三ウ）。

なお、この本紀は、古活字版『鶴鶴伝』にはなく、また『鶴鶴伝』の序にも名を載せず、整版本製作の段階で新たに増補された本紀とみられる。

陰陽本紀は、齋元の尊種の婚産する国神の業。徳に憑て禪を受け、勝るは主、劣れるは臣となる断を明し、（十一ウ）

陰陽本紀は、齋元の国の尊い御胤、伊奘諾尊・伊奘册尊が婚姻出産して行う国造り。徳に依って讓位あり、勝るのは君主、劣るのは臣下となる理を明らかにする。

○巻第三、一卷。天祖の命により、伊奘諾尊・伊奘册尊は下界に降り立って国作りをし、伊奘册尊が炬著塵神を産んで焼死、暗山津見神・暗岡祇神誕生のことまでが記される。「勝は…」とは、「陰陽本紀」十八丁表に「天祖詔て曰く、（略）日の神は陽の健なり。日の神は陽の主なり。位、天に皇たらん。月の神は陰の主、諸陽天に望て、以て其の位に非ず。陽と陰とは、君と臣なり。日を佐て天を知し（略）」と、天照太神と月夜見尊を「徳に依て大なる任し」、君臣の格を定めた、とある。

黄泉本紀は、三の神、三の躬、五の理り、二の極めの宗。天庁冥判、六の嚮往還の界、穢悪を祓解、刃を捨て、中を取るの密しきことを明にし、

（十二ウ）

黄泉本紀は、三神（天照太神、月夜見尊、服狭雄尊）、三躬（理躬、氣躬、精躬）、五理（極理、縁理、易理、定理、生理）、二極（常世国、黄泉国）の本旨。天（伊奘諾尊）の統治、黄泉（伊奘册尊）の統治のこと。六道の往還の境のこと。天地を治めるには、死の汚れを祓い、冥極の迷いを捨てて中極の境地にあるべき知識を明らかにする。

○巻第四、一卷。伊奘諾尊は、亡き妻の亡骸を殯屋に安置し、嘆きながら人の罪、悪、迷いについて考える。そして黄泉国に赴き、異形の妻を見て逃げ、黄泉国と地国との境界を作り、また契約を結ぶ。黄泉国の存在意味についての言及が伊奘諾尊の独白によってなされているのが特徴的である。

神祇本紀は、天つ神、地つ祇の、正しきは上、荒ぶるは下なる序。桑穀生せる元の皇政の主要の則と、三つ器、三の徳、三の神の三いろの解する論こと。存父の現事、亡母の冥事の孝。神楽の調曲の神情の和解の操。天つ祚相統ぐ臣に下り、昇らざるの格の、日のかみの胤改まらず、他し嗣即がざる定めと、宿の位、天の位、三才の主を領官ことを明にし、

（十三オ）

神祇本紀は、天神・地神の、正しき神は上に、荒ぶる神は下となる秩序。桑や穀物を生す基となる皇政の主要の法。三器、三徳、三神（天照太神・月夜見尊・服狭雄尊）三様の説。存父への孝行、亡母への孝行。神楽の調べで神心を和らげるしかた。天祚は相続き、臣に下つては再び昇位しないことの法。日神の子孫は改まることなく、他族が位に即かない定めと、星の位・天の位が世を司ることを明らかにする。

○巻第五・六、上下二巻。項目はともに「大日靈尊」。地神第一代の天照太神のことを述べる。服狭雄尊の暴挙、追放のこと、天照太神の幽居と、その後の国作りのことが記される。「桑や穀物…」とは、上巻に、月夜見尊が地食保姫を殺害、その亡骸から桑や穀物が実り、国を富ました話がある（「神祇本紀」上巻八ウ〜十二ウ）。また「存父の現事」とは、天照太神が伊奘諾尊の

ために日若宮八十万宮を建てたという話のことをいう(同上巻七オ)。「亡母の冥事の孝」とは、天照太神が、母伊弉冉尊が黄泉国に留まることを嘆き、靈所熊野の神瀧へ行くことを勧めるといふ話である(同上巻二十二ウ～二十三オ)。神楽のことは、神々の神楽によって天照太神が岩戸を開ける話のこと(同下巻十八オウ)。さらに宿天地の位定めについては、天照太神がこれを総括すべきこと、天祖の命により神々が天極の二十八位を定め、人間の吉凶を定めたとある(同下巻二十三ウ～二十四オ)。

神事本紀は、鎮の道、修行、二元、五大の基、齋の法、禁の法、天つ供、地つ供の祭を明し、へ十三オ

神事本紀は、鎮道、修行、二元、五大の理、物忌みの法、戒めの法、天神への供え、地神への供えの祭事を明らかにする。

○巻第七・八、上下二巻。ともに「天照太神」。上巻に天照太神を中心に、神々が五鎮以下の理を説く。下巻は、人が神事即ち祭祀を行う理由と心得、祭礼の様式、諸祭礼の法を説明している。なおこの本紀は「先天本紀」同様、古活字版『鶴鶴伝』には無い。

天神本紀は、靈宗の天心、三の神、三部の伝へと、天の孫降臨ます、日祚の聖授ますの、元武神、祇に降、地つ祇は天に伏ふ由を明にし、
へ十三オ

天神本紀は、靈宗の天心、三の神、三部の伝へと、天孫降臨あつて日祚の神聖をお授けになること。元武神は地神として降りること。地神が天神に従う理由を明らかにする。

○巻第九・十、上下二巻。ともに「正弥吾勝勝速日天忍星盈水尊神」。蘆原中国平定のため正弥勝勝速日天忍星盈水尊神が降臨するところから、垂肖氣尊が降臨して天地が治まるまで。三の神とは、地神三代である天照太神、天兒尊こと正哉吾勝勝速日天忍星盈水尊、天孫尊こと天津彦彦火瓊瓊杵尊である(下巻二十九ウ～三十一オ)。三部とは、宗源、齋元、靈宗の教え(下巻二十二オ

～二十五オ)。天孫降臨については、正弥吾勝勝速日天忍星盈水大神が、天照太神の命を受け、三種の神器を授かり、降臨する(下巻二十八オ～二十九ウ)。元武神は武靈雷神のことで、神振威主神とともに出雲国五十田狭小汀に降臨し、葦原中国を平定する(下巻八オ)とある。

地祇本紀は、倫の数相生、独数相尅の算へと、西を闢らき、毒を撃ち、底を折き、邪を伏へぬる威と、朝を開、怨を征つ。木金の益を作す物と、国を築、園を開き、字を造り、薬を作る製を明にし、へ十三オウ

地祇本紀は、倫数相生し、独数相尅の算。西国に赴いて悪者を撃ち、底根国に赴いて邪鬼を従え、威勢をもつて国を開き敵を討つこと。木物、金物の益を興すこと。国を造り園を開き、文字を作り、薬法を明らかにする。

○巻第十一・十二、上下二巻。上巻は「服狭雄尊」と「見大已貴尊」、下巻は「孫富齒八重事代主命」から「十世孫大御食持命」まで。服狭雄尊のことは、新唐国に降臨し、獣鬼神を退治する話があり(上巻一ウ～二オ)、七代神の御代の陰陽五行相尅の様を説き(上巻九ウ～十五オ)、底根国の黄泉荒神を従える話(上巻十五ウ～十六ウ)がある。大已貴尊については、少彦名命とともに天下を治め(上巻二十ウ)、民の病を治療し、薬法を定め(上巻二十ウ)、金で花園を作った(上巻二十一ウ)話がある。

皇孫本紀は、天に随、理に因て、欲無く、正誠忠、功の随々臣を使ふ。徳を美め、禄、恩を賞るを明にし、へ十三ウ

皇孫本紀は、天に随い理に因んで私欲無く、正しい道を行い、優れた行いに従って人を使うこと。また優れた行いを誉め、恩禄を与えることを明らかにする。

○巻十三・十四、上下二巻。上巻は「天照国照彦天火明玉尊」から「十七世孫尾治醒連」まで。下巻は「弟熟美真味命」から「十四世孫物部御狩大連」まで。

天孫本紀は、天神の氣を嗣ぎます日の胤、国に王たる命。悪ことを作るは福変へらなし、独りの罪を衆々、殃報と、発軍表征する武略、国を治る計りごと。正業誠功、天の加へ軍の力介けを明し、へ十三ウ

天孫本紀は、天神の氣をお嗣ぎになつた日の胤が国王となる仰せ言。悪を福に変えること。独りの罪のために多くの者が災い受けること。軍を起こし夷賊を討つ武略、国を治める計画。正しき行いと誠の誉れ。天の助軍のことを明らかにする。

○卷十五・十六、上下二卷。上巻は「天日子光殊星垂宵氣尊」「彦火火出見尊」下巻は「彦波彥武鸕鷀草葺不合尊」「磐余彦尊」。垂宵氣尊が、日向国に降臨し、木花開耶姫が彦火火出見尊を産むまでを記す。「悪ことを作るは福変へらなし」とは、一言主神を速刺等姫が命乞いし、一言主神の罪を祓うとある（上巻二十六ウ〜二十七オ）。「独の罪を衆々殃報」とは、夷子別神が白媛馬と契つたことで、神々は力を失い、国中に恙虫が発生したという（下巻二ウ〜三オ）。

「天の加へ…」とは、神武天皇が熊野で悪神に命を狙われた時、八咫鳥によって救われるという話がある（下巻二十三オウ）。

神皇本紀は、皇極の即位、都を立てて天を治むるの徳、宗宮の祭祀。祝言、祓の文事と、礼を立て、民を治、下法して調貢上る儀と、九と両と四との代の三の政こと有無状と、異し国の神軍、異し王の朝貢。征人、吾が国を護持て、異し国を靈し伏する勢を明にし、へ十三ウ〜十四オ

神皇本紀は、皇位継承。都を作つて世を治める徳。宗宮の祭祀。祝言、祓の文事。礼を立て、民を治め詔して調貢を得る儀。九と二と四の代の、三の政事の有無の様。異国の神軍、異国の王からの貢物。征軍が我が国を護り保ち、他国を靈力で従える勢いを明らかにする。

○卷第十七〜二十二、四卷。神武天皇から神功皇后までを記す。神武天皇元年正月に橿原宮に遷都とある（上巻上五オ）。「宗宮の祭祀」は、四年春二月壬戌、皇祖の靈を上太山榛原・下小野榛原に祭るとある（同十八ウ）。「祝言、祓の文事」とは、神武天皇が真道見命と天隱山命とともに天大祝言を作り、天種

子に授けたとある（同十二ウ）。「調貢上る儀」とは、崇神天皇が民に調貢を科したこと（中巻上十四オウ）。また、「異し王の朝貢」とは、神功皇后四十九年、百濟王が長久の貢ぎ物を献上することを誓う話がある（下巻下二十八ウ〜三十オ）。「征人、吾が国を護持て…」とは、神功皇后の新羅遠征の話（同十七オ〜二十ウ）のこと。

天皇本紀は、徳に住る位に居て、四夷自ら朝、化、治らず、制せざるに自ら太平を致す。位信にして天下を譲り、己を亡て、道を存く悌で、貢を赦す、役を赦す。善く六合を潤すの恵、仁恕しき正政の、国を饒し、黎を粮ふの沢と、賢き王は善き鑑、悪き王は悪き鑑の様を明し、へ十四オ

天皇本紀は、徳に住める位に居て、四方の夷賊を自然と朝参させて諭し、治めず、制せずして自然と太平に致す。皇位ゆるぎなく天下を譲り、己を捨てて道を長く修め、貢ぎ物を赦し役を赦すこと。六合を潤す恵、仁正しき政事は、国を潤し民を養う恵み。賢王は善き鑑、悪王は悪しき鑑の姿を明らかにする。

○卷第二十三〜二十八、四卷。応神天皇から武烈天皇までの御代を記す。「四夷を自ら朝化…」とは、応神天皇三年冬十月辛未、東の蝦夷が悉く貢物を献上したとある（上巻上四ウ）。また、妖星が現れた時、天皇はこれを睨んで消し、また天下をも睨んだところ、その徳と威に恐れて、周囲は制しなくても叛かず、治めなくても乱れはなかつたと、応神天皇の威勢を語る記事がある（上巻上六オウ）。「貢物を赦す、役を赦す」とは、仁徳天皇四年三月己丑朔己酉に、三年間課役を停止し、民の疲れを労う旨の詔がある（上巻上三十三オ）。

「仁恕しき政」については、同天皇十六年秋七月に、王者の心得として、仁とはもともと我が心であり、他へ求めて得るものではないと、説く詔がある（上巻上三十八ウ）。また清貞天皇についても、「仁厚くして天下を治むるに堪たり。」そして仁賢天皇についても「其行其跡、大仁妙しく治めて」と評している。「賢王」については、清寧天皇評に「身の欲楽を捨て、常に民の安らんことを思。天下の平らんことを思下ふ。悉く賢皇と謂ふ。」（中巻下四十八ウ四十九オ）とある。「悪王」とは、武烈天皇を評し、「天皇性悪し。へ略へ悪行を為て、賢臣の諫と雖も、一向聴かず。」（下巻下二十八ウ）とある。これは「帝皇

本紀」の崇峻天皇に比する酷評である。

帝皇本紀は、善き法を興行して、国の徳増するの益利きこと。先つ跡を記録し、善を勧め悪を懲らすの教へ。秦字に倭訓つけ、経通はしめ、学こと得るの功と、神の道を興立理の道事の祭の習ひと、儒を学び、釈を効ひ、他を道め、自を助る学び。階を立、礼を定め、正道大成の節と、天の瑞にして徳を修め、民を養ひ、病を養ひ、政を明にし、へ十四オウ

帝皇本紀は、善き法を行い、国の勢いを増幅させる利益のこと。先代の跡を記録し、善を勧め悪を懲らすの教え。秦字に和訓を付け、経に通達させ学業を奨励する功績。神道を興すための行事である祭礼のきまり。儒学を学び、釈学を習い、異教を修め、自らを助ける学問。階位を立て、礼を定め、正道が大成する時。天瑞あつて徳を修め、民を養ひ、病を養ひ、政事を明にする。

○卷第二十九、三十四、四卷。継体天皇から推古天皇の御代を記す。「善法」とは、下巻上「推古天皇」に「昼夜寝ず、国の法を立るの造り、世治の法を製り、朝家の良法、諸工の佳法大方の、茲の時に発る。故、法王と名」(五オ)とあるように、聖徳太子が、国家統治のための様々な法を定める。そしてこの本紀に記された諸法の具体的内容が、以下のように、『大成経』統部「経教本紀」から「国造本紀」までの各本紀に記されている。そのいくつかを記すと、薬部設立、医典編纂のこと(下巻上九ウ)、施薬院設立のこと(同二十四ウ) ↓「医綱本紀」。「神教経」。「宗徳経」編集(同五ウ)、秦字に吾訓を付すこと(中巻上二十九オ) ↓「経教本紀」。始礼の学のこと(下巻上、十五オ) ↓「礼綱本紀」。禁裏の法のこと(同十五ウ) ↓「天政本紀」。暦法、日時の吉凶の法則のこと(同二十二ウ) ↓「暦道本紀」。「太占本紀」。軍法のこと(同二十六オ) ↓「軍旅本紀」。十七条憲法のこと(同二十七オ) ↓「憲法本紀」。祭祇式のこと(同三十ウ) ↓「祝言本紀」。国境制定のこと(中巻下九オウ) ↓「国造本紀」。遺書「未然伝」発見のこと(下巻下十三ウ) などがそうである。

聖皇本紀は、真人・聖人の明行、明治の跡を明にする。

○卷第三十五、三十八、四卷。『聖徳太子伝暦』を主典拠とし、「帝皇本紀」と時代を重複させて「欽明天皇」から「推古天皇」まで、聖徳太子の行跡を中心に記す。延宝五年、江戸戸嶋屋惣兵衛から整版本が単独で刊行され、その刊年を削ったものが延宝七年刊『大成経』に入る。

経教本紀は、壹つ心、無つ為、五つ心、天の命の道と、宗源の総道は、吾れ異し、一つに通へる地。齋元の別道は、吾国独り勝なる旨。靈し宗、道の本つ心を合て、心を明にするの趣。習を学び、極を要め、善を讚め、悪さを誹るの名徳道、寓を嫌ひ、王仁が寓解の差を明し、へ十四オウ

経教本紀は、一心、無為、五心、天命の道のこと。宗源の総道は、我が国も異国も一つに通じる所。齋元の別道は、我が国独り優れている旨。また霊宗は道の本心を合わせて、心を明らかにする趣。習わしを学び、極意を求めて、善を誉め、悪を誹る人、その名を菟道と言ひ、寓言を嫌ひ、王仁の寓解との相違を明らかにする。

○卷第三十九、四十四、六卷。延宝四年江戸戸嶋屋惣兵衛より刊行された『宗徳経』と『神教経』とを合わせ、『経教本紀』として延宝八年同じ戸嶋屋惣兵衛から刊行される。上巻上「宗徳経」は、「五鎮第一」から十三項目。上巻下「神教経」は、「一心第一」から「道教第九」の九項目。中巻上は「神文」「学要」「伝章第一」から五十二項目。中巻下は「三章」「三極」、下巻は「奉諭表」「踐作」、下巻下は、王仁仮字編・上宮太子真字文という「王仁解」、菟道太子仮字編・上宮太子真字編という「菟道訓」。

祝言本紀は、罪を祓い、禍を消し、神に事へし身浄めする呪を明、祝言本紀は、罪を祓い、禍を消し、神に仕える身を清めるための術を明らかにする。

卷第四十五、一卷。「大祓祝言」以下十六項目の祝言の本文を記している。

へ十四ウ

へ十四ウ

天政本紀は、曜宿の旋会、枝、幹、合行の制と、方司の神鬼、日と時と官領の掟を明、(十四ウ)

天政本紀は、日月星の巡り合い、干支の合い行く法則と、四方を司る神鬼が、日時を司る掟を明らかにする。

○卷第四十六、一卷。陰陽五行から人倫の賞罰まで展開する、天政と皇政の正しいしくみを解説する。「判法第二」から十項目あげる。

太占本紀は、天の理の吉凶、天つ命に心を治むる境を明にし、(十四ウ)

太占本紀は、天の理の吉凶、天命に心を正す境地を明らかにし、

○卷第四十七・四十八、上下二卷。日常生活や年中の行事・習慣を題とし、七言絶句の形で、招福厄除けのための心得を教訓的に記す。「少土占第一」以下八項目ある。

曆道本紀は、季節、年の事、日の事の用作ことの路、天の先、天の後元に帰し、道を致の限を明す。(十四ウ・十五オ)

曆道本紀は、季節、年事、日事の仕事をを行う道が、天の先、天の後は根元に帰し、道を極める限りを明らかにする。

○卷第四十九・五十、四卷。天地の造化、天政、また四季、曆のしくみを解説し、時刻を列挙する。「五徳第一」以下三十項目ある。

医綱本紀は、臟腑の平変なる、医灸針咒の方を明、(十五オ)

医綱本紀は、臟腑の常・変、医、灸、針の術を明らかにする。

○卷第五十三・五十六、四卷。序として「医綱本紀科分」「医綱伝」がある。

「医綱伝」は、聖皇聖徳太子の言葉として、神国としての医道のあり方を述べている。以下「医科第一」より二十八項目を記している。

礼綱本紀は、神皇の古き儀、異し聖の合せ用る綱を明し、(十五オ)

礼綱本紀は、神皇の古儀と、異国の聖人の教えを併せ用いる法を明らかにする。

○卷第五十七・六十、四卷。我が国の礼についての心得を記す。「神儀第二」以下二十項目。延宝八年、江戸戸嶋屋惣兵衛刊の刊記をもつ整版本がある。

詠歌本紀は、風雅、和の情寄せ、諫め、感、復す術を明し、(十五オ)

詠歌本紀は、風雅と和らぎの心を寄せ集めた言葉が、正し、動かし、答える方法を明らかにする。

○卷第六十一・六十二、上下二卷。百済国王仁をはじめとする歌を詞書とともに記す。「傍詞第二」「譬歌第二」「正歌第三」「興歌第四」「祝歌第五」「咒歌第六」。「詠学」は、河勝による詠歌道の説明である。

御語本紀は、天道の流れ、成人道の成る為の根と、心学び、性の道、先皇、聖蹟の訓を明し、(十五オ)

御語本紀は、天道の流れ、成人道が成る為の根本と、心の学問、性の道、先皇・聖蹟の教えを明らかにする。

○卷第六十三・六十六、四卷。「先皇第一」以下二十項目。太子の語録を集めたもの。最後の「聖皇第二十」は、太子没後、推古天皇や秦河勝が太子の行跡を語り、三十年夏四月、太子の語録をまとめ、御語本紀として「旧事本紀」の中に入れたと記している。

軍旅本紀は、大道と権謀の智と氣と運と天との略を明し、(十五オ)

軍旅本紀は、大道と権謀の、智と氣と運と天との法則を明らかにする。

○卷第六十七・六十八、上下二卷。軍法の歴史と戦術を解説する。「天文第一」以下二十項目ある。

千歳本紀は限り有り、変有り、盛り衰ふる、悔ひ無き際を明し、(十五才)

千歳本紀は、限り有り、変化有り、盛り衰える世での悔いの無のないほどを明らかにする。

○卷第六十九、一卷。「未然伝」ともいう。「初百歳」から「第十百歳」まで、聖徳太子の予言を記す。

憲法本紀は、人の倫は和睦。人の世の日の用の常と、皇政の正誠。国家平治を要と、神道の玄微なることより。儒と釈を混ざらん禁。先づ儒、後の儒人、日と辰と、同と異の科、釈の宗、大き小き、用べき用べからざるの品を明、(十五才)

憲法本紀は、人倫の和睦のこと。人の世の日用の常と、皇政の正誠のこと。国家が治まる要と、神道の玄微なる理。儒・仏を混えない戒め。先儒と後儒、倭と唐の一致・不一致の所、仏教の大小、用いるべき所、用いてはならない所を明らかにする。

○卷七十、一卷。序「憲法伝」、「通蒙憲法」、「政家憲法」、「儒士憲法」、「神職憲法」、「釈氏憲法」に、各十七条を記す。延宝三年に『聖徳太子五憲法』と題して、同じ江戸戸嶋屋惣兵衛から単独で刊行されている。

神つ社本紀は、宗宮の鎮座、社稷の祭祠の場と、方の社の分野、国つ社、縣の社の起を明、(十五ウ)

神社本紀は、天宮の鎮座する社稷の祭祀の場所と、方々の社の有様、国、県の社の縁起を明らかにする。

○卷第七十一、一卷。「山跡国 三輪神社」より全国各社二百一十一座の由来を記す。

国造本紀は、大ひなる功しと、永る賞ふ、国守として忠止まるの義を

明す。(十五ウ)

国造本紀は、大いなる誉れと、永久の賜物のこと。国守として仕え続けることの義を明らかにする。

○卷第七十二、一卷。全百五十一国について、各国を造った神名、成立時代と歴史を記している。

已上の諸紀は、各々種々の極めを存して、而も束て皇法の一つ極と為すのみ。此の紀は、是れ家録を集て、始て天下の大録と為し、並に聖の製下ふ著述を寄て、編に納めて、以て貫線と成す。

又章の下に伝有。或は章意の如く、或は句理を取り、或は隨任、或は転て文と為、而も新たに伝を為す。皇太子の伝には、上には是の字を設け、是の字無きは、是れ古き伝のみ。

今聖の伝に依て、経の理定りぬ。焉、昔日の録者は、隨意に之を釈たり。故れ、三人釈けば、則一の文に三の義を生じ、諍ひ論し、辨俊て、僻み解き、僻み談て、而も其の本つ意を知らず。其従、又師に偏頗して、紛紛しく闘ひを起こし溢れて、而も乱れを為す。故録環りて以て失を有、得こと無し。今、是の伝定りに、録得有にして失こと無し。神道、皇道、悉に尽て余無し。唯、此経のみ正直にして他文は真に非ず。天皇の一の宝にして、天下の一の命也。至れる哉、大王の徳、万代易らざる師人也。上世皇天見坐と雖、当世大王前ざらば、則何ぞ厥度を明て以て後の世に伝へん。大なる哉、大ん神の託して曰く、「古つ天の皇天、新つ天の大王、誠なる哉、吾が大王は是れ新天也。明智、徳行、天闢て之に比ならぶ無し。天終れども又有らじ。樂冀は、後の来の天皇、並に群臣、此の経を以て仰ぐこと日月の如く、信じざる所無く、疑ひ加ふる所無からんことを。神代の大道を以て、軌則の本と為、皇代の善悪を以て、懲勸むるの鑑と為、大王の教を以て、脩行の指南と為す。時の邪なる誨に從ず、宜しく此経の皇天の道を学ぶべし。」仍て以て遂に神尊の託宣の抛任、是を五十鈴宮に、大三輪の宮に、及び四天王寺に秘し、焉、諸を宮の中の日月と為して、而も無窮世を照さんと欲ふ所以也。

時に、我人の皇、皇極を立て、一千百四十有り五年也。

（十五ウー十七オ）

（平成十年九月三十日受理）

以上の諸紀は、各々種々の極意を持ち、それをまとめて皇法の一つの極意と為す。この記録は、家録を集めて、始めて天下の大録と為し、そして皇太子の御著を寄せ集めて編集し、文章とした。

文章には説がある。それは或いは文意を述べ、或いは道理を述べ、或いは随意に、或いはよく吟味して文章とし、そうして新たに説を作る。そのうち、上宮太子の説には、上に「是」の字を記した。「是」の字の無い文章は、古伝である。

今、上宮太子の伝によって本書の道理が定まった。昔の記録者は、随意に道理を解釈した。ゆえに、三人が扱うと文に三の義を生じ、論争となり、饒舌によって上手に言い、僻み解き、僻み言つてその本意を知らない。この連中は、師の説を偏重して、紛らわしく論争を起し、言論ばかりが溢れて乱れを為す。よって記録には却つて悪く、良いことは無い。今、この伝が定まり、記録には良いことのみで悪いことは無い。本伝には、余す所なく神道・皇道を悉くしている。唯一この経だけが真実で、他の文記録は真実ではない。天皇の第一の宝にして、天下第一の命である。大王の徳とは、万代変わることなき教師である。昔、皇天がいらつしやつたといつても、当世に大王がいらつしやらなければ、どうしてその法を覚つて、後世に伝えることができるか。偉大なることである、大神が託宣して言うには、「先天の皇天、新天の大王、誠であることだ、我が大王上宮太子は新天である。明智徳行、天開けてこれに比類無く、たとえ天が終わるとしてもこのような人はあるまい。どうか後の世の天皇や群臣は、この経を日月のように仰ぎ、信じない所はなく、疑う所なきように。神代の大道を規範の本とし、皇代の善悪を懲し勧める鑑と為し、大王上宮太子の教えを行的の指南とするように。時の邪な教えに従わず、この経にいう皇天の道を学ぶべきである。」と。よって遂に神尊の託宣に従い、これを五十の鈴宮と大三輪の宮と四天王寺に隠した。これを宮中の日月として、窮め無き世を照らそうと思ふ所以である。

時に我が人皇が皇位に立つて千百四十五年である。

* "Jindaiko dai-taiseikyō-jiyō" of "Sendai-kujihongi-taiseikyō": Yoshiko YUASA (Department of Japanese Language and Literature) (Received September 30, 1998)

